

11 各種委員会細則

(委員会名)

学級委員会・厚生委員会・保健委員会・美化委員会・図書委員会・新聞委員会・部長会(クラブ委員会)・放送委員会

(総則)

第1条 生徒会規約第32条に基づき、各委員会(上記8つ)の細則を定める。

(目的)

第2条 各委員会は生徒会規約第2条の達成の一助として活動することを目的とする。

(顧問)

第3条 顧問については生徒会規約第4条による。

(委嘱)

第4条 各委員会の委員は生徒会規約第15条により、各クラス及び部より選出された委員で構成する。

(1) 学級委員会…各クラスより選出された2名で構成する。委員の互選により委員長1名、副委員長5名を定める。

(2) 厚生委員会…各クラスより選出された2名で構成する。委員の互選により委員長、副委員長各1名を定める。

(3) 保健委員会…各クラスより選出された男女各1名で構成する。委員の互選により委員長、副委員長各1名を定める。

(4) 美化委員会…各クラスより選出された2名で構成する。委員の互選により委員長、副委員長各1名を定める。

(5) 図書委員会…各クラスより選出された2名で構成する。委員の互選により委員長、副委員長各1名を定める。

(6) 新聞委員会…各クラスより選出された1名で構成する。委員の互選により委員長1名、副委員長2名を定める。

(7) 放送委員会…各クラスより選出された1～2名で構成する。委員の互選により委員長、副委員長、会計各1名を定める。

(8) 部長会…各部より選出された1名で構成する。委員の互選により委員長、副委員長各1名を定める。

(業務)

第5条 生徒会規約第16条の定めるところにより、次の業務を行う。

(1) 学級委員会 1. 生徒会規約第18条を円滑に実行する。

2. LHRに関する企画・運営。

3. その他。

(2) 厚生委員会 1. 各種募金運動に関する業務。

2. その他会員の福利厚生に関する諸業務。

(3) 保健委員会 1. 会員の衛生に関する業務。

2. その他。

(4) 美化委員会 1. 校舎内外の美化に関する業務。

2. その他。

(5) 図書委員会 1. 図書館の企画、広報。

2. 図書館報(つるみがわ)の発行。

3. その他。

- (6) 新聞委員会 1. 港北新聞の発行。
- (7) 放送委員会 1. 校内の放送活動を行う。
- (8) 部長会 1. 部活動間の相互関係を円滑にする。
 2. 関係教職員との協議の上、部活動の日時・場所の調整を行う。
 3. 体育祭・文化祭・球技大会の運営に参加する。
 4. その他、部に関すること。

(会議)

第6条 各種委員会は、必要に応じて会議を開く。

(議決)

第7条 生徒会規約第19条により、議決を行う。

(会計)

第8条 各委員会の収入支出については、生徒会規約第28条による。

昭和46年3月23日施行
平成10年3月23日改正
平成27年5月22日改正
令和5年4月1日改正